

【別紙 2】

審査の結果の要旨

氏名 権 南希 (クオン ナミ)

本論文「武力紛争時における環境損害をめぐる国際法」は、武力紛争において生じる環境損害をめぐる国際法上の諸課題を検討するものである。本論文において著者は、軍事的必要性の名の下に地球環境が犠牲になってしまう現実に鑑み、従来の武力紛争法の枠内での消極的な対応では武力紛争時における環境損害を防ぐことに限界があり、国際環境法の展開を踏まえた検討が必要であるとした上で、両法の連携を模索する。

本論文は、序論「武力紛争時における環境破壊」、第一章「武力紛争時における環境損害に関する法定立の展開」、第二章「国際環境法における武力紛争の位相」、第三章「武力紛争時における環境損害に対する責任」、第四章「結論」からなる。

序論「武力紛争時における環境破壊」においては、武力紛争時における環境保護の必要性、武力紛争と環境保護の史的展開について概観した上で、全般的な問題点として、第1に、環境破壊と武力紛争の本質をめぐる認識レベルの断絶があること、第2に、武力紛争時における環境保護規範と武力紛争法規範の適用状況をめぐり問題があること、第3に、国際環境法における責任レジームの変化と関連する問題があることを指摘する。

第一章「武力紛争時における環境損害に関する法定立の展開」は、武力紛争時における環境保護のための現行の国際法規範の実効性を問うための前提として、軍事的手段によってもたらされる環境損害に関する国際法の規則定立の展開を取り上げるものであり、I.「武力紛争時における環境関連規範の実定法化」、II.「武力紛争時における環境保護に関する慣習国際法」、III.「武力紛争時における基本原則の適用による環境保護」、IV.「小括」からなる。

I.「武力紛争時における環境関連規範の実定法化」においては、環境改変技術敵対的使用禁止条約並びにジュネーヴ条約第1追加議定書第35条3項及び第55条の制定経緯及び解釈について検討し、「広範、長期的、深刻」な損害という定式の不明確さと敷居の高さゆえ、実質的な意義が制限されていることを指摘する。

II.「武力紛争時における環境保護に関する慣習国際法」においては、武力紛争時において環境問題に適用しうる慣習法規則について概観し、①ジュネーヴ条約第一追加議定書第35条3項及び第55条の慣習法性を否定する学説がより一般的であること、②1970年代以降、多くの国際文書、国際組織の決議、各国の国内立法、軍事マニュアル等から武力紛争時における環境損害について一定の慣習法規則が形成されたといえ、特に武力紛争時における環境への配慮及び環境に対する過剰な付随的損害の禁止は、慣習法性を認められること、を指摘する。

III.「武力紛争時における基本原則の適用による環境保護」においては、軍事目標主義や均衡性・必要性原則といった武力紛争法の基本原則による環境保護がどこまで有効かについて検討し、軍事目標主義については、保護すべき環境が個別国家の権利を超えて存在す

るため、克服できない限界があるとし、均衡性・必要性原則については、付随的損害の算定が困難な場合があると指摘する。

第二章「国際環境法における武力紛争の位相」は、国際環境法における武力紛争の位相を明らかにするため環境保護規範の武力紛争における持続的な適用の可能性を検討するものであり、I.「武力紛争時における環境規範の適用をめぐる問題」、II.「武力紛争時における多数国間環境条約の効力をめぐる問題」からなる。

I.「武力紛争時における環境規範の適用をめぐる問題」においては、武力紛争法と国際環境法の規範が適用法規として重複し、抵触した場合の調整について検討する。「特別法たる武力紛争法が優先的に適用され、平時法たる国際環境法の適用が排除される」という主張に対して、特別法と一般法の峻別が容易ではなく、他の原則との関係性も明確ではないため、無条件にそのような結論に至る訳ではないと指摘する。

II.「武力紛争時における多数国間環境条約の効力をめぐる問題」においては、国連国際法委員会の「武力紛争が条約に及ぼす影響」に関する法典化作業をフォローし、また武力紛争時における条約の適用可能性について明示的な規定をおいている環境条約はほとんど存在しないしないことを確認した上で、種々の学説について検討を展開する。

第三章「武力紛争時における環境損害に対する責任」は、国連補償委員会による民事的賠償システムと国際刑事裁判所による刑事的責任の追及という近年の動向を検討することにより責任システムの問題を明らかにしようとするものであり、I.「環境損害に対する一般的責任体系の理解」、II.「武力紛争時における環境損害に対する賠償責任」、III.「環境損害に対する刑事責任の追及—『環境犯罪』概念の導入」からなる。

I.「環境損害に対する一般的責任体系の理解」においては、武力紛争における環境損害の問題は、国際法上、国際違法行為に対する事後救済の問題として処理されてきたが、環境損害に対する賠償問題をめぐる法的議論が国際社会で実質的に行われるようになったのは、国連補償委員会(UNCC)においてであったとする。他方、国家責任条文草案において「国家の国際犯罪」に重大な環境損害が含まれたこと、また国際刑事裁判所規程において一定の環境破壊行為が戦争犯罪とされたことは、「国際法の刑事化」と「環境刑法」の進展を反映するものである旨を指摘する。

II.「武力紛争時における環境損害に対する賠償責任」においては、湾岸戦争の事後救済機関である国連補償委員会をとりあげ、同委員会の環境分野での最も重要な貢献は、環境損害に対する国家責任の追及が単に加害国と被害国という二者間の構図ではなく、国際公共価値が強調された平面において賠償システムが構築された点にあると指摘する。さらに、同委員会は裁定の効率性と公平性を追求し、国家に対して環境保全・回復の最終段階に至るまで適切に責任を果たすことを求めるという特徴があるとし、同委員会における請求処理の経験は、紛争時における環境損害に関する賠償システムの構築において貴重な先例になると指摘する。

III.「環境損害に対する刑事責任の追及—『環境犯罪』概念の導入」においては、まず、人類の平和と安全に対する罪についての法典草案の起草段階において環境犯罪が戦争犯罪に含まれたが最終的には時期尚早として削除された経緯をフォローした後、環境犯罪を戦争犯罪とした国際刑事裁判所規程第8条2項b(iv)について検討する。この規定は、武力紛争時における環境保護規範の成熟度を図る上で重要な意味を有するが、同号の犯罪構成要

件を満たすことは容易ではないため、現実には環境損害への訴追が回避されるおそれがあると指摘する。

第四章「結論」においては、I. 「武力紛争時における環境保護をめぐる国際法規範の変遷」において第三章までの議論を振り返った上で、II. 「武力紛争時における保護法益としての『環境』の位相と国際法の実効性」において、武力紛争時における保護法益としての環境の重要性の増大及び国際社会における重大犯罪としての環境犯罪の規範化という動きに照らして、国際環境法と武力紛争法の接近及び両者の関係の再構築が不可欠であると指摘する。

以上が本論文の要旨である。

本論文の長所としては、以下の諸点が挙げられる。

第1に、本論文は、武力紛争法と国際環境法を架橋しようとし、さらに国際環境法と国際刑事法の関連を探ろうとする、スケールの大きな野心的な研究であるといえる。武力紛争時における環境問題という国際法学において看過されてきた主題について、著者なりの体系化を試みたことは、特筆に価するといえよう。

第2に、環境法学において主流である人間中心的なアプローチを必ずしも前提にせず、環境それ自体の内在的価値を重視して、この観点から武力紛争時における環境問題について検討を試みた点は、環境法学に少なからぬ示唆を与えうるものといえよう。

第3に、本論文においては、武力紛争法、国際環境法及び国際刑事法にかかる広範な関連文献をほぼ網羅して検討をすすめており、国家実行にも学説にもきちんと目配りをしている。

他方、本論文にも短所がない訳ではない。

第1に、広範囲の主題を扱っているためか、記述が多少とも総花的なものとなっている。各章の関係についての説明が十分なされているとはいえず、また著者自身の考えが明確に展開されていない箇所も存在する。

第2に、おおむね平易な記述がなされてはいるものの、繰り返しの箇所が散見される。また、日本語の表現にやや難があり、文意がつかみにくい箇所も存在する。

本論文には、以上のような問題点がないわけではないが、これらは、長所として述べた本論文の価値を大きく損なうものではない。

以上から、本論文の筆者が自立した研究者あるいはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度な研究能力およびその基礎となる豊かな学識を備えていることは明らかであり、本論文は博士（法学）の学位を授与するにふさわしいと判定する。